

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、食品表示監視業務の適正化及び食品表示に対する信頼の回復に向けた取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

公正取引委員会（注 1）、消費者庁（注 1、2）、厚生労働省（注 2）、農林水産省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（9）、保健所設置市（8）、特別区（1）、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

平成 20 年 8 月～平成 22 年 9 月

(注 1) 平成 21 年 9 月 1 日、内閣府の外局として設置された消費者庁は、食品の品質の表示に関する事務を一体的に行うこととされ、公正取引委員会所管の不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)は、同庁に移管された。

(注 2) 厚生労働省所管の食品表示に関する事務のうち、①食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）については、食品等の表示基準の設定、食品等の表示に関する監視指導・行政処分等が、②健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）については、誇大表示の禁止、表示違反に対する勧告・命令等が、それぞれ消費者庁に移管された。